

第385号

令和5年

2月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
横浜市戸塚区上倉田町449-2
戸塚法人会館106号室
TEL 045(881)8558
FAX 045(861)3505
発行責任者 小又 貞子
印刷所: 共進印刷

令和4年分 確定申告の事務所受付について

完全予約制となっておりますので、予約日・予約時間をお間違えのないようにお願いいたします。
今年は繰入替制となっております。申告相談時間の延長は出来ませんので、お忘れ物等にご注意ください。

※事務所では申告会としての駐車場、駐輪場はありません。お車、自転車、バイク等でご来所の際は近くの
有料駐車場、有料駐輪場をご利用ください。

電話のかけ間違いが多くなっています。お間違えの無いようにお願いいたします。

TEL : 045-881-8558 FAX : 045-861-3505

混雑状況によりつながりにくい場合があります。

昨年まで3面に掲載しておりました持ち物チェックリストは、チラシとして1月号に同封しております。

所得税及び復興特別所得税
提出・納付期限日

3月15日(金)

申告相談の受付 午前9時～11時(午前のみ)

提出のみの受付 午前9時～午後1時

所得税の振替納付日 4月24日(月)

消費税及び地方消費税
提出・納付期限日

3月31日(金)

相談・提出の受付 午前9時～11時

午後1時～2時

消費税の振替納付日 4月27日(木)

横浜市からのお知らせ

固定資産税の「縦覧」制度について(令和5年度)

固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿
をご覧いただくことにより、納税者が自己の所有する資産
の価格と区内にある他の資産の価格とを比較して、ご本人
の資産に対する評価が適正かどうかを確認していただく制
度です(無料)。

■期間 令和5年4月3日(月)から5月1日(月)まで(予定)
※土・日・祝日を除く

■時間 8時45分から17時00分まで

■場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

■縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など

■必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

【例】 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポートなど
※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の
書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要
です。(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

令和5年1月から、
軽自動車税納付確認システム(軽 JNKS)で、
継続検査窓口での納税証明書の提示
が**原則不要**になります！

【対象】軽3輪自動車及び軽4輪自動車

【注意】納付方法によっては、納付情報が軽 JNKS に登録
されるまで相応の日数を要する場合があります。
車検をお急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンス・
ストアの窓口でお支払いただき、納税証明書を取得して
ください。

横浜市 納税証明

検索

戸塚税務署からのお知らせ

○ 令和4年分の確定申告の申告・納付期限

税 目	所得税及び 復興特別所得税	消費税及び 地方消費税	贈与税
申告・納付期限	令和5年 3月15日(水)	令和5年 3月31日(金)	令和5年 3月15日(水)
振替納税 の場合	令和5年 4月24日(月)	令和5年 4月27日(木)	取扱いなし

○ 国税の納付方法

国税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などから納付手続が可能な非対面の「**キャッシュレス納付**」が便利です。

◆ スマホアプリ納付

令和4年12月1日より利用可能

「国税スマートフォン決済専用サイト」からアクセスして納付手続

※ 事前手続不要、一度の納付での利用上限金額は、30万円

NEW

スマホアプリ納付は
いつでもできて
便利ね。



◆ 振替納税

預貯金口座から自動的に引落し

・ 事前手続

振替依頼書の提出(e-Taxによる提出ができます。)

◆ ダイレクト納付

パソコンやスマホから簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付

・ 事前手続

e-Taxの開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出

(届出書提出後、利用開始までに、1か月程度かかります。)

◆ インターネットバンキング

インターネットバンキング等による納付

・ 事前手続

e-Taxの開始届出書の提出、インターネットバンキングの契約

◆ クレジットカード納付

「国税クレジットカードお支払サイト」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付手続

※ 納税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

◆ 窓口納付

現金に納付書を添えて、金融機関又は税務署の窓口へ納付します。

※ 税務署での納税受付時間は9時から16時です。

※ 申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありません。

インボイス制度

令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります。

制度開始当初からインボイス発行事業者となるためには、

原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！(登録は任意です)

詳しくは →



インボイス制度特設サイト

「インボイス制度」のご相談の受付について

令和5年10月1日からインボイスを交付するには、原則、令和5年3月31日までにインボイス発行事業者の登録申請が必要です。なお、登録は任意です。

売上先から
インボイスの交付を求められた方

インボイス制度について
ご相談がある方

【令和5年10月1日登録の方の申請手続きの受付】

令和5年3月17日（金）～3月31日（金）11時まで

とさせていただきます。

「帳簿印刷」をご希望の方へ

【対象者】 会計ソフト（ブルーリターンA等）をご利用の方

【申込の受付】

令和5年3月17日（金）以降 とさせていただきます。

➡確定申告完了データをUSB等にバックアップしていただきご来所ください。

【印刷代】

簡易（仕訳帳・総勘定元帳・月別総括集計表）	3,300円
複式（仕訳帳・総勘定元帳・合計残高試算表）	4,400円

※補助元帳の印刷は上記の額に1,100円加算した金額となります。

例年この時期ですので、年末調整の記事を掲載しておりましたが、今回は皆さんの関心があります、年金のお話をさせていただきます。

1ヶ月繰り上げで0.4%減、1ヶ月繰り下げで0.7%増

2022年度の年金改正は、75歳まで年金の受給開始を繰り下げられるようになりました。結果、最大84%もの年金が増やせるようになりました。

公的年金の支給開始年齢は原則65歳です。ただし、これはあくまでも原則で、希望すれば早めに受け取る（繰り上げる）ことも遅く受け取る（繰り下げる）ことも可能です。昨年度まで70歳が限度だった繰り下げ受給が、今年4月から75歳まで認められるようになりました。これによって、年金の受給開始年齢は60歳から75歳の間で自由に選べるようになりました。その結果75歳で受給を開始して86歳以降も元気で過ごすことが一番お得になりました。ただし不確定要素であります平均寿命ですので、無理な繰り下げはリスクが大きくなります。

結論としまして、年金というツールを最大限に活用して、自分の望む暮らしを作り上げていくという発想に転換したほうが建設的です。そのために年金生活が近づいてきたときには、できるだけ多くの選択肢を手にしておくことが大切です。

税理士部会 理事 富岡 健一

労災保険の年度更新について

労働保険（労災・雇用保険）の年度更新の手続きをしていただく時期になりました。

当会の労働保険事務組合員の皆様には、3月中にお手元に送付いたします。

「労働保険料算定基礎等の報告」

「一括有期事業報告書（建設事業）」

を4月26日（水）までに事務局に提出してください。

※一人親方（建設業）に加入希望の方も、随時承っております。お申込の際には運転免許証等の身分証明書の写し（又はコピー）をご持参ください。

お問い合わせは

（一社）戸塚青色申告会労働保険事務組合・建設業組合
電話：045-881-8558 FAX：045-861-3505

1月26日青色コーナー協力要請状の 交付式が行われました。

2月16日から税務署に「青色コーナー」が設置されます。設置にあたり、宮本署長から小又会長へ協力の要請がありました。

会の動き

◆ 予定

- 2月7日 決算確定申告相談会（JA和泉支店）
- 2月21日 決算確定申告相談会（JA川上支店）
- 2月22日 決算確定申告相談会（JA大正支店）
- 2月24日 決算確定申告相談会（JA本郷東支店）
- 2月27日 決算確定申告相談会（JA本郷支店）
- 2月28日 決算確定申告相談会（JA中川支店）
- 3月16日 事務所閉所

会費の納入のお願い

会費は年払いとしておりますが、銀行自動振替の場合には年2回にわたっての納入となります。

前期（令和5年4月～9月）分11,000円は、4月3日（月）が振替日です。残高の確認をお願いします。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

訃報 堀内 信雄 様 泉 区
相原文美代 様 栄 区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

編集後記

栄区役所は区内4箇所にある地域ケアプラザの協力を得て、「栄シニアライフノート」なる15ページの小冊子を発行している。

市販のエンディングノートは人生を閉じるにあたって自分を整理するのが主な目的だが、この冊子は今までの人生を振り返り、残りの人生をどう生きていくのかを記入する欄が設けられている。

人生100年時代となり、夫婦どちらが先に旅立つか判らない。中でも「大切な人へのメッセージ」欄は後を託す人に残す心の言葉であり、最も重要なページだろう。

後悔しない為にも、残した人が少しでも困ることのないよう、書き残しておくことがお互い最後の思いやりだと思う。

広報委員 鈴木 繁